

小規模工事契約希望者登録制度についてのお知らせ

町では、令和4・5年度に実施する事業を対象にした小規模工事契約希望者の登録申請を受け付けております。

この制度は、阿賀町が発注する小規模な工事や修繕の契約のうち、「少額で内容が軽易なもの※1」を希望する事業者を登録し、発注時に積極的に事業者選定の対象とすることによって、町内に主たる事業所(本社)を置く事業者の受注機会※2の拡大を行い、町内経済の活性化を図ることを目的としています。

※1 「少額で内容が軽易なもの」とは、原則として130万円以下の工事及び修繕です。

※2 この登録により、阿賀町が発注する小規模修繕契約の際に事業者選定の対象となりますが、選定や契約を約束するものではありません。

受付期間

令和3年12月6日から令和4年2月10日まで(土曜・日曜・祝祭日は除く)

※ 受付期間終了後も随時、申請を受け付けています。

受付時間

平日の午前8時30分から午後5時まで

登録できる方

1. 「事業者」として、阿賀町内に主たる事業所(本社)を置いている個人又は法人の方(希望する業種については適法であれば、建設業許可の有無、組織経営、従業員数は問いません)。
2. 阿賀町に入札参加資格申請登録を行っていない方。
3. 過去2年間のうちに登録しようとする小規模な業務と同一同等の業務実績がある方。(申請時に、実績を証する書類を提出して下さい。)
4. 町税等に滞納の無い方。(「納税証明書」の提出を申請時に求めます。)

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に納税が困難となり、国税や町税の納税が猶予されている場合、次のとおり納税の猶予を受けていることが確認できる書類を提出してください。ただし、申請日時点において「猶予期間中」の場合に限ります。

【**国税**】「納税証明書」又は「納税の猶予許可通知書の写し」

【**町税**】「納税証明書」及び「徴収猶予許可通知書の写し」

5. 町入札工事等に準じ、業務に必要な書類（見積書、写真、着手届、完了届等）の求めに応じられる方。（詳細は、担当職員とその都度、協議を行って下さい。）

申請方法

別に掲載する手引き等を参考に、申請書に必要事項を記入し、商号を明記した封筒に入れて総務課行政係に提出して下さい。

登録有効期間

令和4年4月1日から令和6年3月31日まで（2年間）

※ 随時受付も行いますが、有効期間の終期は同じです。

主な修繕工事の例

サッシ取付け工事、ガラス工事、左官工事、タイル張り工事、塗装工事、
建具取付け工事、照明設備工事、大工工事、畳製造工事、防水工事など

問い合わせ先

阿賀町役場 総務課 行政係（電話 92-3113）